

総務大臣

村上誠一郎 殿

統計委員会委員長

椿 広 計

諮問第193号の答申

経済産業省生産動態統計調査の変更について

本委員会は、諮問第193号による経済産業省生産動態統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

令和7年4月30日付け20250421統第1号により経済産業大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「経済産業省生産動態統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

(2) 理由等

ア 集計事項の変更

本申請では、調査計画上の速報の集計事項について、表1のとおり変更する計画である。

表1 速報の「集計事項」新旧対照表

| 現行 | 変更後（案） |
|--|--|
| 別表第3（1）経済産業省生産動態統計速報 業種別・品目別、生産数量（又は金額、重量、容量）・出荷数量（又は金額、重量、容量）・在庫数量（又は金額、重量、容量）、前月比増減率、前年同月比増減率 | 別表第3（1）経済産業省生産動態統計速報 品目別、生産数量（又は金額、重量、容量）・販売数量（又は金額、重量、容量）・在庫数量（又は金額、重量、容量） |

本調査では、これまで、速報、確報、年報で異なる公表様式を使用しており、利用者によるデータ抽出時の機械判読の困難性や、各様式が異なることによるデータ加工の際の利

便性について課題があった。

このため、経済産業省は、速報、確報及び年報について、機械判読可能な形式で、公表様式を統一化することとし、併せて、必要な調査計画の変更を行うものである。

なお、今回の公表様式の統一に伴い、前月比・前年同月比増減率等、一部の数値の公表が取り止めとなることから、経済産業省では、以下の対応を行うこととしている。

- ・ 利用者において、前月比・前年同月比増減率の数値の算出が可能となるよう、公表数値を加工・集計するための「利活用ツールファイル」の一般提供
- ・ 利用者における過去のデータの接続作業を支援するための情報の提供
- ・ 変更様式、変更内容についての利用者への事前の周知

また、集計事項のうち「出荷」については、本調査の調査事項における表現振りに合わせ、「販売」と変更するものである。

これらについては、調査実施者における集計作業の効率化、正確性の向上に資するものであることから、おおむね適当である。

ただし、これらの変更により利用者の利活用に支障が生じないように、調査実施者において、上記取組を着実に実施する必要があることを「今後の課題」として指摘する。

イ 調査事項の変更

本申請では、「機械器具月報（その40）自動車（戦闘用自動車を除く）」のうち、二輪自動車（モータースクータを含む）に係る品目区分について、表2のとおり、変更を計画している。

表2 二輪自動車（モータースクータを含む）に係る品目区分

| 現行 | 変更（案） |
|---------------------------|---|
| <u>気筒容積50ml以下</u> | <u>気筒容積125ml以下のうち最高出力4kw以下</u> |
| <u>気筒容積50mlを超え125ml以下</u> | <u>気筒容積50mlを超え125ml以下のうち最高出力4kwを超えるもの</u> |
| 気筒容積125mlを超え250ml以下 | 気筒容積 125mlを超え250ml以下 |
| 気筒容積250mlを超えるもの | 気筒容積 250mlを超えるもの |

これについては、関係法令の改正を踏まえ、報告者の意見も踏まえつつ、品目区分を見直すものであり、現行の「経済産業省生産動態統計調査における統一基準」（以下「統一基準」という。参考資料参照。）1(1)③iv「品目特性の変化に応じた品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。」を踏まえたものであることから、適当である。

ウ 調査方法の変更

本申請では、調査計画に記載されている調査票の提出方法のうち、「電磁的記録による提出」について、記述を削除する計画である。

これについては、本調査の令和6年調査におけるオンラインによる回答が全体の87%となっている一方、電磁的記録による提出の実態はなく、当該記述を削除することによる支障はないと考えられることから、適当である。

2 統一基準の見直し

本調査は、経済産業省が所管する、鉱工業の生産活動の動態を月次で把握する統計調査であり、調査事項等は調査票（109月報）ごとに設定されているものの、その基本的な考え方は全調査票に共通している。

このため、経済産業省は、「統一基準」を策定し、これに基づき、調査品目の見直し等を進めてきたところである。

これまで「統一基準」は、平成14年調査の変更計画に係る統計審議会への諮問（平成13年9月14日付け諮問第277号）において、経済産業省から提示され、その答申において、当該基準の内容を確認した上で、それを踏まえ、調査計画の変更について、適当であると整理されており、その後、平成26年調査及び28年調査の計画変更に係る統計委員会への諮問の際にも、「統一基準」の内容を確認した上で、それを踏まえて審議が行われ、それぞれ答申において、調査計画の変更は適当であると整理されている。

このように、「統一基準」は、本調査の調査計画に定めている内容と密接に関連していることから、統計審議会や本委員会において、調査計画の変更についての審議が行われる際に、当該変更内容と併せ「統一基準」の内容についても確認してきた。また、統計委員会が軽微な変更と認めるものとして、『統計法第9条第4項ただし書における「統計委員会が軽微な変更と認めるもの」の取扱いについて』（平成21年3月9日統計委員会決定。令和3年7月30日最終改正）において、1⑩「統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更（統計委員会で認められた選定基準による調査品目の変更を含む。）」が定められており、「統一基準」は、その内容が適当であることを前提として、本調査の変更が軽微な変更該当するかどうかを判断する上での選定基準として、これまで運用されている。

今回、経済産業省は、「統一基準」について、現在の鉱工業の生産活動の実態に見合ったものとするため、表3のとおり、見直すこととしており、これまでの経緯を踏まえ、本委員会において、その内容について確認した。

表3 「統一基準」の見直し内容

| 項目 | 現行 | 変更（案） |
|---------------------------------|--|---|
| 1 調査欄及び調査項目 (1) 製品欄 ②内訳項目 | 生産内訳、消費内訳及び出荷内訳（販売内訳）は、原則として行政ニーズ等が高いものとする。 <u>ただしこのうち、調査品目や項目が詳細または多岐にわたっているものについては、一般統計調査への移行について検討する。また、受入については、海外からの受入が多い品目について、「国内」と「国外」に分けることを原則とする。</u> | 生産内訳、消費内訳及び出荷内訳（販売内訳）は、原則として行政ニーズ等が高いものとする。 |
| ③調査品目 | 調査品目については、業種や品目の特性を考慮して決められている直近の対象品目に基づいて、以下の方針で整理することとする。 なお、以下でいう「商品」は、 <u>工業統計調査用商品分類の商品</u> であり、「品目」は、経済産業省生産動態統計調査の品目を指している。 | 調査品目については、業種や品目の特性を考慮して決められている直近の対象品目に基づいて、以下の方針で整理することとする。 なお、以下でいう「商品」は、 <u>経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査の調査品目分類</u> であり、「品目」は、経済産業省生産動態統計調査の品目を指している。 |
| | i 年間出荷額が100億円未満の商品は対象外とする。（ <u>工業統計調査商品分類</u> と対応させることが困難な品目については、経済産業省生産動態統計調査の生産金額（生産金額の無い品目については販売金額）で評価する。） | i 年間出荷額が100億円未満の商品は対象外とする。（ <u>経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査の調査品目分類</u> と対応させることが困難な品目については、経済産業省生産動態統計調査の生産金額（生産金額の無い品 |

| | | |
|--------------|---|--|
| | (略) | 目については販売金額)で評価する。) (略) |
| | iii 年間出荷額が 1000 億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能なものは品目として採用する。また、近年、生産の伸びが著しい商品、注目度が高く今後の伸びが期待される商品、あるいは行政上必要な商品等は品目として採用する。 | iii 年間出荷額が 500 億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能なものは品目として採用する。また、近年、生産の伸びが著しい商品、注目度が高く今後の伸びが期待される商品、あるいは行政上必要な商品等は品目として採用する。 |
| | iv (略) また、 日本標準産業分類 の変更に対応した見直しも行うこととする。 | iv (略) また、 産業分類・生産物分類 の変更に対応した見直しも行うこととする。 |
| (2) 原材料欄 | 原材料欄については、 古紙など環境分野等の業種横断的なもの 及び政策上特段の必要性が認められる品目について調査する。 | 原材料欄については、 リサイクルの把握 及び政策上特段の必要性が認められる品目について調査する。 |
| (3) 労務欄 | 「従事者数」については、調査対象の 調査範囲 を確定するため 継続することとし、部門区分については、記入者負担の軽減の観点から統合を検討する。 | 「従事者数」については、調査対象を確定するため 調査する。 また、 部門区分については、行政ニーズ等が高いものとする。 |
| (4) 生産能力・設備欄 | 生産能力・設備については、鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数を作成するために必要なもの及び政策上特段の必要性が認められるものとする。 なお、生産指数に比べて生産能力指数及び稼働率指数の業種別代表率が低い(生産指数採用品目に比べて生産能力指数及び稼働率指数採用品目が少ない)業種を重点に、調査の可能性等の検討を行った上で拡充を図ることとする。 調査単位については、より実態を表す単位を採用する(設備調査から能力調査への切り替えも推進する)。 | 生産能力・設備については、鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数を作成するために必要なもの及び政策上特段の必要性が認められるものとする。 |
| 3. 調査票 | 調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票 又は調査品目が類似している 等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。 (略) | 調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票、 調査品目または調査項目が類似している 等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。 (略) |

その結果、今回の「統一基準」の見直し内容は、調査対象となる産業の実態を踏まえたものであり、おおむね問題ないものと認められる。

ただし、以下の項目については、より適切な記載とすることが望ましい。

- 「1 (1) ③ 調査品目」において、「日本標準産業分類」を「産業分類・生産物分類」に見直すこととしているが、より明確な内容にするため、「日本標準産業分類・生産物分類(2024年設定)」とすることが望ましい。
- 「3 調査票」において「又は調査品目が類似している」を「調査品目または調査項目が類似している」に見直すこととしているが、「調査項目が類似している」旨と追記する必要性が認められないことから、現行のとおり「又は調査品目が類似している」とすることが望ましい。

また、今後の調査計画の変更の検討に当たっては、「統一基準」の内容を踏まえつつ、以下の点についても併せて留意することが望ましい。

- 本調査の利便性を確保するため、行政上のニーズや結果の利活用の状況を十分に確認した上で、見直しの検討を進めること
- 調査票の見直しに当たっては、報告者負担の軽減に資する観点から、報告者の意見・要望を十分に確認すること

3 前回答申における「今後の課題」及び「留意すべき事項」への対応状況

(1) 統計委員会諮問第128号の答申（令和元年5月24日付け統計委第1号）における「今後の課題」への対応状況

令和元年の統計委員会諮問第128号の答申において、本調査について以下の課題が指摘されている。

- | |
|--|
| <p>① 民間事業者の活用範囲の拡大による影響分析等 今回の変更による調査結果への影響分析を行い、その結果を委託業務内容等の改善に活用するとともに、本委員会に事後的に報告すること。</p> <p>② 将来的な母集団名簿の整備について 本調査の透明性の確保・向上を図る観点から、母集団名簿として使用している情報の概要や、報告者数の選定時点を調査計画に追記することについて、本委員会点検検証部会における審議状況も踏まえつつ、検討すること。また、本調査の精度を確保する観点から、経済構造実態調査に工業統計調査が包摂された場合、本調査の母集団名簿の作成方法に影響が生じる可能性があるため、将来的な母集団名簿の整備方法について、経済構造実態調査の見直し状況も踏まえ、検討すること。</p> <p>③ 集計事項の充実 「サービス用機器」のうち、本調査の対象とはなっていないパチンコ・スロットマシンについて、内閣府における検討・検証の結果、推計による対応が困難と判断した場合、本調査の調査対象品目の追加に向けた実査可能性を検討し、可能な限り早期に結論を得ること。また、工業統計調査と本調査の定義が同一となっているにもかかわらず、両調査結果にかい離が生じている、半導体製造装置のウェーハプロセス用処理装置及び建設・鉱山機械の建設用クレーンについて、早急にその原因を究明し、必要な改善方策を講じること。</p> |
|--|

このうち、「① 民間事業者の活用範囲の拡大による影響分析等」、「② 将来的な母集団名簿の整備について」の前段部分（調査計画への情報の追記）、及び「③ 集計事項の充実」に関しては、第168回統計委員会（令和3年9月29日開催）において経済産業省から対応状況を報告しており、いずれの項目についても対応は適切と整理されている。

また、②の後段部分（母集団名簿の整備）の対応状況は表4のとおりである。

表4 統計委員会諮問第128号の答申における「今後の課題」への対応状況（今回報告分）

| 検討課題 | 対応状況 |
|---|---|
| 本調査の精度を確保する観点から、経済構造実態調査に工業統計調査が包摂された場合、本調査の母集団名簿の作成方法に影響が生じる可能性があるため、将来的な母集団名簿の整備方法について、経済構造実態調査の見直し状況も踏まえ、検討すること。 | 本調査は、これまで工業統計の名簿を用いて調査対象事業所の脱漏捕捉を行って来たことから、まずは、令和6年に全数調査である経済センサス-活動調査の名簿情報を用いた脱漏捕捉を実施したところ。今後は、経済構造実態調査の名簿情報を活用した脱漏補足をを行い、当該名簿について有用性を検証した上で、本調査の名簿整備を行う予定である。 |

これについては、経済センサス - 活動調査を用いた母集団名簿の整備については、すでに取組が進められており、今後、経済構造実態調査を活用した母集団名簿の整備を実施することから、対応は適当である。

(2) 統計委員会諮問第128号の答申（令和元年5月24日付け統計委第1号）における「留意すべき事項」への対応状況

統計委員会の諮問第128号の答申における留意すべき事項及び対応状況は表5のとおり。

表5 統計委員会諮問第128号の答申における留意すべき事項と対応状況

| 留意すべき事項 | 対応状況 |
|---|---|
| <p>① 経済産業省は、これまで都道府県において蓄積してきた調査対象事業所の特性等のノウハウの提供を受け、それを基に民間事業者に対し、適切な指導・作成プロセス管理を行うこと。</p> | <p>調査業務の完全外注化にあたり、それまで都道府県で実施していた督促等に係る客体情報を本省担当職員が収集し、その内容を民間事業者へ情報共有した。また、当該情報を活用し、本省担当職員と民間事業者において、督促や疑義照会等で使用する電話応答マニュアル（トークスクリプト）等を作成することで、トラブルを未然に防ぐようにした。</p> |
| <p>② 経済産業省は、都道府県における本調査結果の利用や動向分析等に支障が生じないように、適切に情報提供等の支援を行うこと。</p> <p>また、本調査は、調査結果の利活用状況からみて、安定的な結果提供の維持等が必要であることから、今回の変更による調査結果への影響分析を行い、その結果を委託業務内容等の改善に活用するとともに、分析結果を、本委員会にも事後的に報告する必要があることを指摘する。</p> | <p>令和2年からの完全外注化以降も、都道府県が地域IIP等を作成できるように、二次利用申請の受付を行い、データ提供を実施している。</p> <p>また、第168回統計委員会の資料6でオンライン率について回答しているが、外注化拡大の初年度となった2020年のオンライン率は63.4%であったが、2024年のオンライン提出率は86.9%となっており、当省と委託事業者の連携による委託業務の活用の効果と考えている。</p> |

これについては、委託後も円滑に調査が実施されており、オンライン提出率等も外注委託開始後に向上している。また、都道府県に対する支援も適切に実施していることから、適当である。

4 今後の課題

今回の集計事項の変更に伴い、公表内容や集計事項の文言等が変更されることから、令和7年12月末を目途に、利活用ツールファイルの一般提供や変更内容について事前に情報提供を行う等、結果の利活用に支障が生じないように、丁寧な対応を行うこと。

以上

経済産業省生産動態統計調査における統一基準の見直しについて

令和 7 年 4 月 3 0 日
経済産業省大臣官房調査統計グループ
鉱工業動態統計室

「経済産業省生産動態統計調査（以下『生産動態統計調査』という。）」は、我が国鉱工業の生産活動の実態を品目ベースで毎月調査し、鉱工業生産の動態を明らかにする基幹統計調査で、その調査票の数は109種類にも及んでいる。このため、一つの統計調査として統一した概念に基づく調査品目や調査事項等を設定するとともに、経済等の変化に迅速に対応した調査内容の見直し等を行うため、「経済産業省生産動態統計調査における統一基準（以下『統一基準』という。）」を作成し、これに則って調査を実施している。

他方、経済のグローバル化の進展や我が国産業構造の急速な変化により、GDPに占める鉱工業比率は2割程度まで縮小しており、生産動態統計調査の調査対象数及び調査品目数も減少の一途を辿るなか、この統一基準の内容は平成27年を最後に改正が行われていない状況である。このため、平成25年に定められた「統一基準見直しに当たっての基本的考え方」を維持しつつ、現在の鉱工業の生産活動の実態に見合った統一基準とすべく別紙のとおり青字部分について見直しを行った。

経済産業省生産動態統計調査における統一基準改定（案）

1. 調査欄及び調査項目

(1) 製品欄

①調査事項

事項については、品目別の生産活動を把握するために最低限必要な、以下の5事項を基本とするが、受注品については生産のみとするなど、調査品目の特性を考慮した調査事項とする。

- ・生産
- ・受入
- ・消費
- ・出荷
- ・在庫

②内訳項目

生産内訳、消費内訳及び出荷内訳(販売内訳)は、原則として行政ニーズ等が高いものとする。

③調査品目

調査品目については、業種や品目の特性を考慮して決められている直近の対象品目に基づいて、以下の方針で整理することとする。

なお、以下でいう「商品」は、[経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査の調査品目分類](#)であり、「品目」は、経済産業省生産動態統計調査の品目を指している。

i 年間出荷額が100億円未満の商品は対象外とする。[\(経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査の調査品目分類](#)と対応させることが困難な品目については、経済産業省生産動態統計調査の生産金額(生産金額の無い品目については販売金額)で評価する。)

ただし、同一工場内での消費数量が多い銑鉄、粗鋼、エチレンなどの商品(品目)は、その消費した金額を算出し年間出荷額に加える(以下同じ。)

なお、年間出荷額が100億円未満の商品であっても、他に100億円を超える類似商品がある場合や類似した複数の商品を統合して100億円を超える場合は、統合した商品を品目として採用することとする。

また、年間出荷額が100億円以上であっても急激な生産縮小が見られる商品については、品目としての統合又は削除を検討する。

ii 年間出荷額が100億円以上の商品であっても秘匿処理が必要な商品については、類似商品と統合が可能なものは品目として統合し、それ以外は品目からの削除を検討する。

iii 年間出荷額が500億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能なものは品目として採用する。

また、近年、生産の伸びが著しい商品、注目度が高く今後の伸びが期待される商品、あるいは行政上必要な商品等は品目として採用する。

iv 技術革新や製品の多様化等に伴い、製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じた品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。

また、[産業分類・生産物分類](#)の変更に対応した見直しも行うこととする。

(2) 原材料欄

原材料欄については、**リサイクルの把握**及び政策上特段の必要性が認められる品目について調査する。

(3) 労務欄

「従事者数」については、調査対象を確定するため**調査する**。また、**部門区分については、行政ニーズ等が高いものとする**。

(4) 生産能力・設備欄

生産能力・設備については、**鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数を作成するために必要なもの及び政策上特段の必要性が認められるものとする**。

2. 対象範囲

調査対象の範囲を検討する際には、記入者負担の軽減や業種内における代表性等を考慮するものとする。また、生産量の大部分が一部事業所・企業によって占められている業種など、調査効率化の観点で、現行の調査対象の範囲に改善の必要性が生じた業種については、調査対象の範囲を見直すこととする。

なお、業種内における代表性を検討する際には、当該業種全体の生産動向を適切に捉えることを前提に、生産量、金額、従事者数等について総合的に勘案するものとする。

3. 調査票

調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票、**調査品目または調査項目**が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。

また、動向把握の必要性が低くなった調査票（特に鉱工業指数に採用されている品目の無い調査票）については、廃止を検討する。

4. 調査組織

調査業務の効率化の観点から、調査組織の見直しを行う。